

平成30年もとす広域連合議会

第1回定例会 会議録

平成30年2月 9日（金） 開会

平成30年2月22日（木） 閉会

もとす広域連合

平成30年第1回もとす広域連合議会定例会会議録

目 次

第 1 号 (2月9日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○職務のため出席した職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第1号より議案第15号までの一括上程、説明、質疑、 委員会付託	4
○散会の宣告	16

第 2 号 (2月22日)

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	18
○出席議員	18
○欠席議員	18
○説明のため出席した者	18
○職務のため出席した職員	19
○開議の宣告	20
○議事日程の報告	20
○一般質問	20
○議案第1号より議案第8号までの一括上程、委員長報告、 質疑、討論、採決	26
○議案第9号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	34
○議案第10号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	36
○議案第11号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	38
○議案第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	39
○議案第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	41
○議案第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	43
○議案第15号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	44
○日程の追加	46

○議長辞職の件	46
○日程の追加	47
○議長の選挙	47
○日程の追加	49
○副議長の選挙	49
○常任委員会委員の選任について	50
○議会運営委員会委員の選任について	51
○日程の追加	52
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○日程の追加	54
○議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について	54
○閉会の宣告	54
○署名議員	57

平成30年第1回もとす広域連合議会定例会 第1日

議事日程（第1号）

平成30年2月9日（金曜日）午前10時08分開会

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | もとす広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 8号 | もとす広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例について |
| 日程第 11 | 議案第 9号 | もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 10号 | 平成29年度もとす広域連合一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 13 | 議案第 11号 | 平成29年度もとす広域連合介護保険特別会 |

開会 午前10時08分

◎開会の宣告

○議長（松野藤四郎君） ただいまの出席議員は15人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、平成30年第1回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（松野藤四郎君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（松野藤四郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○議長（松野藤四郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

3番 清水 治 君

11番 若原 敏郎 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（松野藤四郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、1月31日の議会運営委員会におきまして、本日から2月22日までの14日間にしてはどうかと決められました。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から2月22日までの14日間とすることに決定しました。

◇

◎議案第1号より議案第15号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松野藤四郎君） 日程第3、議案第1号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてより、日程第17、議案第15号 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてまでを一括議題といたします。

提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成30年第1回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明の前に、少し所信を述べさせていただきたいというふうに思っております。その中で、少し近年の状況もお伝えしながら所信表明をさせていただきたいと思っております。

去る1月28日の岐阜市長選挙の結果、新たなるリーダーが誕生いたしました。これまでも、岐阜市は隣接する中核市として、私ども3市町ともさまざまな連携事業を展開してまいりましたが、新市長もさらなる近隣市町との連携強化に取り組むとの姿勢を示されていることから、今後の取り組みに期待をいたしておるところでございます。

また、本日2月9日から25日までの17日間、第23回冬季オリンピックが韓国平昌において開催されます。史上最多92カ国・地域から約3,000人の選手を迎えて7競技102種目で熱戦が繰り広げられる中、フィギュアスケート、スピードスケート、ジャンプ、フリースタイルスキー・モーグル、ノルディックスキー、スケートボードなど、日本選手団の活躍に大いに期待をしているところでございます。

また、第12回冬季パラリンピックが同地において3月9日から18日までの10日間開催されますので、こちらでも日本選手団の活躍に期待するものでございます。世界情勢がさまざまな問題を抱える中、平和の祭典でもありますオリンピックが成功裏に終わることを祈るとともに、本年もこの地域に災害のない1年でありますよう願っておるところでございます。

それでは、平成30年度に向けて臨みます定例会の開会に当たりまして、広域連合事業への所信について述べさせていただきます。

もとす広域連合は、構成市町住民の皆様の福祉向上と広域行政の推進に寄与することを目的に設置・運営されていることはご承知のことと存じます。連合管内の住民の安心・安全を支える事業であります介護保険事業を初め、老人福祉施設の大和園、療育医療施設の幼児療育センター及び休日急患診療所、そして衛生施設のし尿処理施設などの事業の執行に当たりましては、少しでも安定的な財政運営が図れるように、限られた財源の中で、

効率的かつ効果的な運営を目指して、地域住民の皆様の福利向上に応えるべく、引き続き努力をしております。

初めに、介護保険事業につきましては、今後も持続すべき社会保障制度として、たとえ要介護になっても、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの推進を図ってまいります。

また、要支援認定者への創意工夫を生かした生活支援や社会参加による介護予防を進めるなど、在宅医療、介護の連携推進といった幅広い取り組みも求められる中、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画の策定に伴う新たな介護保険料に基づく介護サービスを提供してまいります。

次に、老人福祉施設大和園につきましては、老人福祉法に基づく養護老人ホーム運営と、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービスなど、管内地域に密着した事業運営を展開してきましたが、社会情勢の変化と介護保険法の一部改正などにより健全経営が危惧されたことから、議会とも協議の上決めました大和園経営改善計画に基づく方針を踏まえながら、引き続き高齢者福祉サービスを提供できるよう、施設管理・運営の見直しに努めてまいります。

次に、療育医療施設幼児療育センターにつきましては、地域療育の専門機関として、小学校就学前の乳幼児を対象とする児童福祉法に基づく児童発達支援事業と、障害者総合支援法に基づく相談支援事業を実施してまいりました。

今後も引き続き、発達支援を初め、障がい児の療育及びその保護者への支援に努めてまいります。

また、療育医療施設休日急患療養所につきましても、日曜、祝祭日等における救急患者に対する診療について、もとす医師会及びもとす薬剤師会の協力を得て、地域の初期救急医療機関としての役割を果たし、引き続き良質かつ適切な医療サービスの提供に努めてまいります。

次に、し尿処理の衛生施設につきましては、構造物等の長寿命化5カ年整備の完了により、構造物に関しては、西棟は平成45年、2033年でございます、また東棟は平成52年、2040年まで延命を図りましたが、今後も構成市町の下水道処理施設の整備状況と当施設の処理能力を検証し、施設内の設備機器等の保全計画により、管理運営に努めてまいります。

中でも、汚泥処理設備につきましては、汚泥焼却設備廃止の方針に基づき、今後も必要となる汚泥等の外部搬出先について検討を進め、今後とも構成市町のし尿及び浄化槽、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントからの汚泥を衛生的に処理することで、地域住民の快適な生活環境の保全及び循環型社会形成推進に寄与してまいります。

今後も、地域住民の皆様の広域行政機関としての役割を果たすため、構

成市町との連携のもと、広域連合事業の推進につきまして、その舵取りとして、当連合管内住民の皆様のご期待に沿えるよう、誠心誠意取り組む所存でございます。

つきましては、議員の皆様には当連合の施策の推進に際し、引き続きご理解、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上、所信の一端を述べさせていただきました。

次に、提案説明を申し上げます。

今回、本会議に提案し、ご審議をお願いする議案は、条例の制定・改正に関する案件が9件、平成29年度補正予算に関する案件が3件、平成30年度予算に関する案件が3件の、合計15件でございます。

それでは、ただいまより今定例会への提出議案につきまして、概要を説明させていただきます。

まず、議案第1号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成29年の人事院勧告と労働基準法に基づき、勤務1時間当たりの給与額の算出方法の改正と、特定職員、6級の職員でございますけれども、に対する平成30年3月31日までの時限措置規定を削除する内容のものでございます。

次に、議案第2号 もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行により、非常勤職員の育児休業取得要件を緩和する内容のものでございます。

次に、議案第3号 もとす広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

特殊勤務手当の支給見直しについて、構成市町や周辺地域の同様施設などの状況なども検討し、幼児療育センターの養護訓練業務手当を廃止するものでございます。

議案第4号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

もとす広域連合第7期介護保険事業計画において保険料基準額が確定したため、介護保険法第129条の規定により、平成30年度から平成32年度までの保険料率の設定等を行うため、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第5号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が平成30年1月18日に公布され、指定地域密着型サービスの事業に関する国の基準が改正されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第6号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防地

域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が平成30年1月18日に公布され、指定介護予防地域密着型サービスの事業並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する国の基準が改正されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第7号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が平成30年1月18日に公布され、指定介護予防支援等の事業並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する国の基準が改正されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第8号 もとす広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例についてでございます。

平成26年の介護保険法の改正に基づき、平成30年4月1日から、居宅介護支援事業者の指定権限が県から保険者に移譲されることから、必要となる条例を制定するものでございます。

次に、議案第9号 もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和園の老人デイサービスセンターの利用人数の増加に対応するため、定員を見直すものでございます。

次に、議案第10号 平成29年度もとす広域連合一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,666万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,575万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしまして、歳入の主なものは、繰入金で、歳出の減額に伴い、繰入金を1,669万7,000円の減額をするものでございます。

歳出の主なものは、総務費で、生体認証管理サーバーOSのサポート期限の延長に伴う更新委託料162万円の減額、基金積立金を1,108万9,000円の増額、本庁移転完了による事業費203万2,000円の減額、民生費では、幼児療育センターの人件費等で331万5,000円の減額と、日日雇用指導員賃金271万8,000円の減額、衛生費では、電気料の低下による光熱水費※3,000万円の減額、委託料の契約差金310万8,000円の減額、修繕工事

の契約差金753万8,000円などを減額補正するものでございます。

次に、議案第11号 平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,289万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億7,643万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしまして、歳入の主なものは、介護保険料で2,348万5,000円の増額、保険給付費の歳出内容の見直しに伴い、国庫支出金で728万1,000円の増額、県支出金で71万8,000円の減額をするものでございます。

歳出の主なものは、総務費で、システム改修委託料を418万8,000円の減額、介護認定審査会経費で932万8,000円の減額、保険給付費は増減ゼロでございますが、各種サービス給付費につきまして見直しをいたしております。また、基金積立金で4,710万円の増額をするものでございます。

次に、議案第12号 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,692万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,948万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしまして、歳入の主なものは、分担金及び負担金で、養護老人ホームの措置入所者数等の減に伴い2,424万5,000円の減額、繰入金で、歳出の減に伴い170万円の減額、サービス事業収入では、短期入所生活介護で利用者の減により104万円の減額をするものでございます。

歳出の主なものは、総務費は、燃料費の契約差金で132万3,000円の減額、電気料の低下による光熱水費129万6,000円の減額などをするものでございます。また、基金積立金で751万6,000円を減額するものでございます。民生費では、養護老人ホームの燃料費や賄材料費など687万3,000円の減額をするものでございます。サービス事業費では、各種介護保険事業での職員人件費など941万1,000円の減額をする内容となっております。

続きまして、議案第13号から議案第15号までは、平成30年度の新年度予算でございます。

当広域連合の新年度の予算総額は90億180万円となりました。

一般会計が4億6,710万円で、全体予算額の5.2%を、介護保険特別会計が76億20万円で、同じく84.4%を占めております。そして、老人福祉施設特別会計は9億3,450万円で、同じく10.4%を占めるものでございます。

これらの予算案につきましては、管内地域住民の皆様に対して、健康で安心・安全な生活の確保、安定した介護保険制度の運営と良質な介護サービスの確保及び障がい者、障がい児支援施策の推進などを旨としたものでございます。

平成30年度の予算編成に向け、広域連合が将来にわたり持続可能な財政運営・経営を維持していくために、職員一人一人が最小のコストで最大の効果を上げるべく工夫を凝らすとともに、広域連合の主な財源の一つでもございます組織市町負担金についても、広域管内住民の税金であることを再認識して予算編成に努めたところでございます。

それでは、議案第13号 平成30年度もとす広域連合一般会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億6,710万円で、平成29年度と比べて760万円の増額で、プラス1.7%の予算となっております。

一般会計予算は本庁総務課関係分、療育医療施設関係分及び衛生施設関係分の3部門から編成されております。

歳入の主なものは、組織市町からの市町負担金で3億3,132万2,000円、使用料及び手数料で3,058万3,000円、基金繰入金で1,820万円、サービス事業収入の児童福祉事業収入で5,997万6,000円を計上いたしたところでございます。

歳出の主なものは、総務費は9,714万4,000円、民生費は1億527万7,000円、衛生費は2億4,897万5,000円を計上いたしております。

次に、議案第14号 平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は76億20万円で、平成29年度と比べて3億7,920万円の増額で、プラス5.3%の予算となっております。

平成12年4月に開始された介護保険制度は、高齢化率の進展とともに、介護保険特別会計予算も増加の一途にある中、制度改正により、地域における医療及び介護の連携を促進するなど、他分野との連携強化を図り、地域包括ケアシステムの推進が求められていることから、当広域連合におきましても、高齢者を含めた人々の暮らしを支える地域のまちづくりの一環ともなる地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを図るとともに、各介護サービス事業による介護保険給付費の増加及び地域支援事業への対応に係る経費を計上いたしました。

歳入の主なものは、介護保険料収入で18億5,993万4,000円、介護給付費負担金を初めとした市町負担金で11億598万1,000円、国庫支出金で15億6,310万2,000円、支払基金交付金で19億2,487万1,000円、県支出金で10億5,544万6,000円を計上いたしたところでございます。

歳出の主なものは、保険給付費の69億4,005万3,000円で、歳出総額の91.3%を占めております。また、地域支援事業費に4億3,662万8,000円、歳出総額の5.7%を計上いたしたところでございます。

最後に、議案第15号 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は9億3,450万円で、平成29年度と比べて560万円の増額、プラス0.6%の予算となっております。

老人福祉施設大和園は、老人福祉法に基づく養護老人ホームと、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、介護支援センター及び居宅介護支援事業所を抱える地域に密着した事業所であり、高齢者福祉サービスの提供を図るべく、所要額を計上いたしたところでございます。

歳入の主なものは、老人保護措置費負担金などの市町負担金1億4,066万7,000円、基金繰入金8,000万円、通所介護事業、施設介護事業などのサービス事業収入で6億3,808万円を計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費で、施設の維持管理を主体とした総務管理費に1億7,773万6,000円、民生費で、養護老人ホーム及び在宅介護支援事業に1億3,712万6,000円、通所介護事業、施設介護事業などサービス事業費に5億7,137万5,000円を計上いたしました。

以上、提案議案につきまして、その概要を説明させていただきました。

また後ほど全協で、詳細につきましては事務局のほうからまたご説明をさせていただきますので、この後もよろしくご審議を賜りまして、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔「すみません」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 連合長。

○連合長（藤原 勉君） ちょっと、発言で少し、後でまた予算書を見ていただくと分かるわけでございますけれども、実は、議案第10号の説明の中で、私として、※光熱水費3,000万円と私からご説明したようでございますけれども、正しくは、電気料の低下による光熱水費は300万円ということで、1桁違っておりますので訂正させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（松野藤四郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

これより全員協議会を第1委員会室において再開しますので、移動をお願いします。

休憩 午前10時32分

再開 午後 0時09分

○議長（松野藤四郎君） 休憩前に続きまして会議を再開いたします。

議案第1号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第1号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。
よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。
議案第2号 もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
議案第2号に対する質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第2号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。
よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。
議案第3号 もとす広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
議案第3号に対する質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第3号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。
よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。
議案第4号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
議案第4号に対する質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第4号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第5号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第5号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第6号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第6号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第7号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第7号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務介護常任委員会に付

託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第8号 もとす広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

議案第8号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第9号 もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第9号に対する質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。

議案第10号 平成29年度もとす広域連合一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案第10号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第10号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については委員会付託を省略することに決定しました。

ただいま議題となっております議案第10号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略することとしました。2月15日から開催される療育医療衛生常任委員会と総務介護常任委員会において、それぞれの所管に属する予算について、協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は療育医療衛生常任委員会及び総務介護常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第11号 平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案第11号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第12号 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案第12号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。

議案第13号 平成30年度もとす広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

議案第13号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第13号については委員会付託を省略することに決定しました。

ただいま議題となっております議案第13号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略することとしました。2月15日から開催される療育医療衛生常任委員会と総務介護常任委員会において、それぞれの所管に属する予算について協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は療育医療衛生常任委員会及び総務介護常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第14号 平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

議案第14号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第15号 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてを議題といたします。

議案第15号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。



◎散会の宣告

○議長（松野藤四郎君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

2月14日から開催されます常任委員会で、それぞれの委員会に付託等してあります案件につきまして審査等をお願いします。

なお、2月22日は午前9時30分より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0時24分

平成30年第1回もとす広域連合議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成30年2月22日(木曜日) 午前9時38分開議

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 一般質問 | |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | もとす広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | もとす広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例について |
| 日程第 10 | 議案第 9号 | もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 10号 | 平成29年度もとす広域連合一般会計補正予算(第4号)について |
| 日程第 12 | 議案第 11号 | 平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 13 | 議案第 12号 | 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特 |

- 別会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第13号 平成30年度もとす広域連合一般会計予算について
- 日程第15 議案第14号 平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第15号 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について
- 日程第17 常任委員会委員の選任について
- 日程第18 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長の選挙
- 追加日程第4 議案第16号 もとす広域連合監査委員の選任について
- 追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

出席議員（15名）

1番	森	治	久	2番	若	井	千	尋
3番	清	水	治	4番	広	瀬	武	雄
5番	若	園	五	朗	6番	く	ま	が
7番	松	野	藤	四	8番	高	橋	勇
9番	高	田	浩	視	10番	黒	田	芳
11番	若	原	敏	郎	12番	大	西	徳
13番	村	木	俊	文	14番	松	野	由
15番	安	藤	哲	雄				

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連	合	長	藤	原	勉	副	連	合	長	棚	橋	敏	明
副	連	合	長	戸	部	哲	哉	事	務	局	長	鷺	見
総	務	課	長	高	田	薫	介	護	保	険	課	長	扇
会	計	管	理	者	宇	野	清	隆	老	人	福	祉	施
療	育	医	療	施	設	長	片	岡	俊	明	大	和	園
											長	神	谷
													義
													幸

職務のため出席した職員

書 記 長 臼 井 英 俊 書
書 記 安 藤 里 恵

記 高 田 茂 和

開議 午前 9時38分

◎開議の宣告

- 議長（松野藤四郎君） ただいまの出席議員は15人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。
本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（松野藤四郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

- 議長（松野藤四郎君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

12番、大西徳三郎君の発言を許します。

大西君。

- 12番（大西徳三郎君） 改めまして、おはようございます。

今回、一般質問ということで、なぜこんな時期に一般質問をやるんだというようなことかも知れませんが、私には私なりの思いがありましたもので一般質問をさせていただきます。

そもそも、今回一般質問をやろうとしたのは、連合長である藤原本巢市の市長が正月明けに職員を集めたときに、職員に対する発言で、広域連携を進め、活力を満たすというような新聞の記事にも出ましたので、それを読まさせていただきました。その中で、簡単にまとめてありますけれども、市町村の横のつながりを大切にした広域連携を具体的に進め、地域全体を盛り上げたいというふうなご発言をされたということで、新聞記事には載っておりました。

このことにつきましては、私も大賛成であり、同じような考えを持ってみえるということで、それならば、このもとす広域を今のままでいいのかということを考え、私なりの思いを一般質問ということで上げさせていただきました。

その藤原市長の発言ということで、その裏には今年4月から消防が岐阜市、また瑞穂、北方、山県と一緒にやっていく、そういう消防の体制がまた新しく大きく、また強化されるということが裏づけにあるのか。また、その次には、岐阜市連携都市構想、それがあって、またそのような広域の行政に進むということ。広域行政につきましては、このもとす広域連合も大事ですけれども、西濃環境等またいろいろなことで広域行政を進めてお

るわけですが、なら、このもとす広域連合はどうかということ
を振り返りますと、私もこのもとす広域連合の議員は結構長くやっておりますので、大体のことは承知をしております。

そもそも、介護保険が始まったときに、介護保険が運用されるときに当たって、それぞれ小さい市町では大変だから一緒にやりましょうということで、旧本巢郡7市町村でスタートしようということで、介護保険を機会に、このもとす広域連合はできたかなど。その後は、一部事務組合を加えるというようなことで、それを取りまとめて、このもとす広域連合ができたかなど思っております。

しかし、それからずっと、まだ20年はたっておりませんが、17、8年、ずっともとす連合は同じ形態でずっと進んでおります。それが悪いという話ではありません。それぞれ毎年毎年充実した広域連合行政が進められておるかと思っておりますけれども、そんなことで、ただ今のままでいいのかということになると、もう少し知恵を出し合ってはどうかと、そんなことも思ったりもいたします。

そもそも、本巢市は平成16年、瑞穂は少し早く合併をしておりますけれども、その合併時において我々いろいろな協議をしたわけですが、合併する市としては、やっぱり10万人の市が一番行政の効率がいい、また、一番の合理的な市の形態としては10万人ぐらいの市が一番いいという、そもそも合併時においてそんな話し合いがあったわけですが、その思いは通じずに、今の2市1町の、現在に至っておるわけですが、10万人の市、10万人の行政ということで、たまたまこれ2市1町を合わせますと10万7,000人ということで、今、ちょうど一番いい行政効率行政形態かなど、またそんなことも思っています。そんなことから、このもとす広域連合、そういう効率のいい人口の広域連合でありますので、それをもっとさらに進めてはどうかと、そんな思いでありますので、質問をさせていただきます。

それでは、質問事項に移っていきます。

お手元に配付してあると思っておりますけれども、もとす広域連合の構成市町の行政運営が最も効率的に合理的に行われるためには、広域連合としてこれから何が必要で、何をなしていかなければいけないのかの考えのもと、連合長にお伺いをいたします。

3点お伺いしますが、一括で質問させていただきます。

まず1つ目。コンピューターを統合できるシステムということで、戸籍のシステムとかコンピューターを各市町ごとに整備していますが、広域で整備、共同運用すれば初期投資費用、年間の維持管理経費等が大きく節減できると思っております。統合できるシステムのお考えは、ということであります。

また、2点目。広域で債権管理という質問です。既にこのもとす広域連合におきましては、介護保険等の徴収事務等を実施されております。こ

れに各市町の債権管理、税以外の債権も含めるということで、徴収を広域で行うことは、より効率的な債権管理が可能になってくると思います。広域で各市町の債権管理を行うことについてのお考えということで、2点目を質問させていただきます。

次、3点目。成年後見制度の広域運用ということであります。この質問につきましては、12月の本巣市議会において同じ質問をしました。その質問につきましては、もう既に答えはいただいておりますけれども、そのときの答えとしては、岐阜連携都市構想、そっちのほうでやってはと。また、もとす広域連合でやるか、どちらかというような答えでありました。このことにつきましては、既にその私の一般質問したことが、岐阜新聞に載って、皆さんも見られた人が多々あると思いますけれども、そんなことで、また同じ質問をするのかということでお叱りを受けるかもわかりませんけれども、これもついでと言ってはあれですけれども、3点目として入れさせていただきます。

支援が必要な人の早期発見や相談のほか、後見活動の支援が適切に行われるよう、関係機関が連携したネットワークを構築することが必要です。現在の制度では、第三者による法人後見人が可能になっております。もとす広域連合での運用の考えは、ということでお尋ねをいたします。

3点を質問するわけですが、再質問はいたしませんので、適切なお回答をお願いしたいと思います。その後、自分の要望事項は申し上げるつもりですが、よろしくお願いをいたします。

○議長（松野藤四郎君） 藤原連合長。

○連合長（藤原 勉君） それでは、一般質問がございましたので、3点につきましてそれぞれお答えを申し上げたいと思っております。

まず初めに、広域連携の仕事を、先ほど大西議員のほうから話がありました。私がかねてから、市町村は単独でなかなかやれない時代になってきているということで、これからは水平連携、横のつながりをしっかりしながらやっていく、そういう時代になってきているよというようなことを常々思っています。そういうことを機会あるごとにお話しながら来ております。そういう中で、旧本巣郡、ここは昔から結構、消防、警察、公共施設などの県の機関なども、この旧本巣郡で1つというようなこともありまして、結構かねてからこの旧本巣郡で一体となっていていろいろな事業をやっているというのは、紛れもない事実であります。今回、この平成の大合併で3つに分かれましたけれども、今でも広域でやる行政というのも、今までの流れを酌みながらやらせていただければと。今回、大きく動くのは消防がまた一緒になって、この3市町がまた一緒になって、市民の、町民の安全・安心、救急体制を含めて一緒になってやっていくと、そういう仕組みにも取り組ませていただいているところでもあります。

そしてまた、岐阜市を中心とした岐阜の都市圏連携構想、これも我々3市町が一緒に入りまして、また岐阜市を含めて、消防と同じように、連携

できることから一緒にやっっていこうじゃないかというようなことを新年度以降に進めていくというふうになっております。そういうようなことから、これからもこの3市町は、一つ一つの個々の独立した自治体ではありますけれども、仕事はお互いに似通った仕事をやっておることから、これからも一緒に手を携えて一生懸命取り組んでいく、そして一緒にこの地域を活性化して、そしてこれからも住みよい地域にしていく、そんなことにしていくことを3市町共通で取り組んでいきたいというふうに思っております。

そういったことを前提に、お話を申し上げていきたいというふうに思っております。このもとす広域連合は、そういった中で介護保険を中心とした広域連携をやっておるところでありまして、この仕組みの中に今、我々が他のやっているものを全部取り組んでやっっていくというのは、これはなかなか厳しいことがあろうかと思っております。これが全部が一緒になった姿が合併で、1つの市であるわけですけれども、そういうことはなかなか今の現時点では考えられませので、やはり3つの市町がお互いに協調しながらやっっていく中で、連携できるものは、一緒にやっっていけるものは一緒にやっっていく、そのほうが行政効率もいいということで、これからも広域連合が所管できるような部分も含めて、一緒にやっっていく方法を考えていきたいというふうに思っております。

そういった中で、今回3つご質問をいただいております。

1つ目のコンピューター統合ができるシステム、この事業でございますけれども、既に私どもの3市町では、住民情報、国民健康保険、国民年金とか、税務とか、それから各種の上下水道とか社会保障、そういった住民に直接関わります業務、それから人事給与ですとか財務会計と、こういった行政内部の仕事も、既に一般財団法人の岐阜県市町村行政情報センターというところに一括してお願いをしている。市町村ほとんどが業務が似てくるわけですから、その業務を行うためのいわゆるシステムは、全てこういった行政情報センターで開発をしていただくと。そして、それを共同で利用するという形の、いわゆる総合行政情報システムというのを導入して、業務を既に行っているところでございます。

広域連合も、この介護保険、それから人事給与、財務会計などもこの総合行政情報システムを使って既に運用をしているということでございまして、この行政情報システムを使っているのは、県内42市町村のうちの既に36市町、管内3市町含めて36の市町村が、この総合行政情報システムというのを導入して、既に広域的にやっっておることでございます。これを個別にまた3市町だけでシステムをつくりなさいとなると、多分これは大変な投資、人の問題等々出てくると思いまして、我々はこのシステムを使いながらやっっていくほうが大変効率のいい、そしてまた、もう既にこういう連携の中で動いているというふうに認識をしておりますので、このシステムをこれからも運用していくという方向で考えていきたいというふ

うに思っております。

それから2つ目の、広域で債権管理をしたらどうかというご質問でございます。介護保険料というのは法律の規定によりまして、地方税法の例による強制徴収が可能な強制徴収公債権というのに分類されておりまして、現在、この介護保険料の徴収等は、組織市町と連携をいたしまして、債権の回収に努めているところでもございます。

そういった中で、既に先行して瑞穂市さんにおかれましては、瑞穂市債権の管理に関する条例というのを制定して、このプロジェクトチームをつくって債権の一元管理というのに今、取り組んでいるというふうに聞いております。本巢市、北方町も税務課が中心となりまして、マニュアル等を作成いたしまして、横断的な債権管理を行おうというようなことで、今現在、各市町が債権を一括してやれるような仕組みをやっているというところで、取り組んでいるところでもございます。

ご案内のように、この債権というのは、どこの市町でも一緒だと思いますが、税とかそれだけじゃなくて、いろいろな各種の使用料、利用料も含めて、大体滞納している方というのは、税だけじゃなくていろいろなものを滞納している人が大体大半であります。1人で幾つかの債務をずっと持っているという方が、なかなか支払わないというのが現状だろうというふうに思っております。それぞれ3市町とも、こうした債権の回収というのは苦労しているところではありますけれども、それぞれ債権については、やはりプライバシーの問題もございまして、なかなか行政域を超えて他の市町の債権をとら、なかなか難しい。それぞれ、この債権をみんなで一緒にやりましょうということを提案した中でやっていくことでしかできないんじゃないかというふうに思っておりますけれども、今、3市町がそれぞれ効率のいい債権回収というのに今一生懸命取り組んでいるところでございます。

それぞれの3市町の動きも見ながら、今後こういった我々の介護保険等も含めて、3市町で広域的にそういうことが可能なかどうか、今後の検討課題ということで考えていきたいというふうに思っております。

それから、成年後見制度の広域運用ということでございます。これは先ほど、大西議員のほうからお話があったように、今回、簡単に法人等々のできるというようなことが今度できてまいりました。そういったことで、過日、私ども本巢市議会においてもそんなご質問があったけれども、この広域連合におきまして、私はかねてから成年後見制度というのは広域連合が取り組むべき課題というようなことで、介護保険事業計画の中でこういったものをうたってきておりますけれども、今回も第7期の事業計画の中におきまして、地域包括支援センターの運営業務の中に権利擁護業務ということで位置づけて、その支援体制の構築というのを、この地域包括支援センターの運営の中で考えていこうということで、今回の第7期の介護保険事業計画の中でも規定をさせていただいたところでもご

ざいます。

それぞれ、現在、この地域包括支援センターの運営というのは、瑞穂市におきましては社会福祉協議会、それから本巢市も同じく社会福祉協議会でございます。北方町におきましては、地域包括支援センターのような内容の仕事を直接やっておられるということでございまして、それぞれ各3市町のこれからの地域包括支援センターの活動の中での取り組みを、これから見守っていききたいなというふうに思っております。

それと、これから今後、こういった必要性というのはもう言うまでもなく、独居世帯高齢者のみの世帯というのがどんどん増加してきております。こういった需要がなくなるということはありません。これから益々こうした後見制度というのが必要になっていくだろうというふうに思っております。我々もそういった重要性というのをしっかりと見ながら、今申し上げましたような地域包括支援センターのこの仕組みの中で、しばらく検討していききたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、こういった成年後見というのはやっぱり身近に住んでいる近くのところで、しっかりサポートできることが私は必要じゃないだろうかというふうに思っております。我々が提案しております地域包括支援センター、こういった身近なところで成年後見ということができれば大変いいんじゃないのかなということを思っております。ぜひこういう方向で今後検討していききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松野藤四郎君） 大西君。

○12番（大西徳三郎君） ありがとうございます。

このもとす広域連合が介護保険を中心に作られたということでありま。それで、介護保険のことについては、予算も膨らんで、70億円ぐらいの大きな予算規模になってきたわけでありま。

そもそも、保険制度は、もう既に後期高齢者の件も、また国保も県単位で行われることになってきます。そんなことから、この介護保険についても、将来においてはその流れと同じように県単位で行っていくのではないかと、そのような想像ができるわけでありま。

そんなことから、このもとす広域から介護保険が県のほうへ移行するということも十分考えられるということでありま。だから今回あえてこのことを、今3つ質問をいたしましたけれども、これは議員として質問して、中身のことはあんまり詳しくわからないけれども、あえて投げかけさせてもらったということでありま。

だから、3人の首長さんがお見えになって、それぞれ自分の市町でしっかりやっておるから、別に広域でいろいろなことをやる必要はないというような考えもあるのかも分かりませんけれども、そうではなくて、やっぱり10万人の人口という、そういう広域の行政システムがある以上、やっぱりこういうことは持ち寄って3つが1つでやったらどうかという、そう

ということもこれから多々あるのではないかと、そんなふうに思っております。

そんなことから、今の体制のままでずっと、今の体制がだめという話ではありませんけれども、やっぱり新しく変えていく、新しい考えの発想のもとで、もとす広域連合をより強固にしていくということが必要ではないかと、そんなふうに思っています。

幸い、3人の首長さんはそれぞれ息も合って、非常に友好的な3人と思います。そういう面で、うまくいろいろなことで力を合わせてできるのではないかと。また、今年におきましては、首長の選挙も議員の選挙もこの2市1町ではありませんので、そういうことを考えるには一番いい年ではないかと、そんなふうに思っております。

そんなことから、いろいろなことをお話ししましたけれども、3人の首長さん、市長、町長さんの一致した強力な指導のもと、また、もとす広域連合に対する熱い思いを考えていただきたい、そんなふうなことを思っております。そんなことから、連合長また副連合長に対する期待を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

- 議長（松野藤四郎君） 以上で、通告による一般質問は全て終了しました。よって、一般質問を終結いたします。



◎議案第1号より議案第8号までの一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（松野藤四郎君） 日程第2、議案第1号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第8号 もとす広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例についてを、一括議題といたします。

これらについては、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

- 総務介護常任委員長（広瀬武雄君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいま議題となりました議案第1号から議案第8号までにつきまして、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を、会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

総務介護常任委員会は、2月19日午前9時29分より、本巢市役所真正分庁舎3階第1委員会室におきまして開催いたしました。委員5名全員が出席したほか、松野議長の出席をいただき、また、議案説明のため、藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、会計管理者、その他担当職

員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

まず初めに、議案第1号につきましては、執行部より、議案書及び付属資料に基づきましての補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、この条例改正により、当広域連合職員において、どのくらいの増となるのかとの質疑があり、個別に計算は行っていないとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第2号につきまして、執行部より、議案書及び付属資料に基づきまして補足説明を受けました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第3号につきまして、執行部より、議案書及び付属資料に基づいての補足説明を受けました。

その後の質疑に入り、廃止に当たり、該当する職員は何名いるのかとの質疑があり、幼児療育センターの療育指導員10名が該当するとの答弁がありました。

また、同様の施設を考慮して廃止するとの説明があったが、同様の施設で特殊勤務手当を継続しているところはあるのかとの質問があり、近隣においては、岐阜市にある岐阜地域児童発達支援センター組合が設置するポッポの家以外に特殊勤務手当の支給はない。ポッポの家の通所児童は、当広域連合の幼児療育センターよりも重度の児童であるとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第4号につきまして、執行部より、議案書及び付属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後の質疑に入り、今回改正予定の保険料額について、全国平均と比べてどのような状況であるのかとの質疑があり、全国の状況についてはまだ分からないが、現段階における岐阜県内での状況では、上位のほうである。今後、第8期、第9期と介護保険事業計画が進むにつれて、保険料は上昇していくと予想されるとの答弁がありました。

また、保険料が上昇した場合、払えない人が出てくることが心配されるが、現時点において払えない人はいないのかとの質疑があり、所得が低い人の中で払えていない人もいるとの答弁がありました。

また、保険料の設定について、給付費から計算してこれだけ必要というところで設定していることと思うけれども、どのような状況であるのかとの質疑があり、平成30年度から32年度までの介護給付費及び地域支援事業費の推計総額から算出しているとの答弁がありました。

また、地域支援事業費について、予定されている事業費が十分活用しきれていない現状がある中で、その費用をふやす必要性についてどのように考えているのかとの質疑があり、地域支援事業費については、まだまだ活用されていないと言わざるを得ないところもあるけれども、まずは計算式により導き出される上限額を計上しているとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第5号につきましては、執行部より、議案書及び付属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、今回の改正内容は、基準等が緩和されるものであり、サービスの低下につながるのではないかという心配もあると思うが、保険者としてどのように考えているのかとの質疑があり、心配はもっともなところもある。指定権者との連携及び指導監査等を通じてサービス低下にならないようにしていきたいとの答弁がありました。

また、今回の改正で要件を満たす人材がふえると考えられるが、当広域連合管内ではどの程度増えるのかとの質疑があり、定期巡回・随時対応型訪問介護等及び夜間対応型訪問介護に係るオペレーターについては、管内に該当する事業所がそれぞれ1事業所のみとなっている。今回の改正は、人材不足ということもあり、新規参入を促し、ある程度の量を確保しようとする意図があると考えているとの答弁がありました。

また、第117条第7項の改正規定について、説明資料によれば、身体拘束等の禁止のために講ずるべき措置について定めたとあるが、実際にその条文を見ると、禁止のために講ずるべき措置となっていないように感ずるが、このことについてはどのように考えるべきかとの質疑があり、身体拘束については、そもそも原則禁止事項であるので、それを徹底するために規定されるものと理解しているとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第6号につきまして、執行部より、議案書及び付属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第7号につきまして、執行部より、議案書及び付属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後の質疑に入り、地域包括ケアシステムについて、国の政策とのアンバランスを感じるが、条例改正等を行う中で、どのように考えているのかとの質疑があり、現実的には制度が目指したとおりにないところがあるが、介護予防という点において、地域包括支援センターの役割はますます大きくなってきているため、強化していきたいと考えているとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論について、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第8号につきまして、執行部より、議案書及び付属資料に基づいての補足説明を受けました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告をとりあえず終了させていただきます。

○議長（松野藤四郎君） それでは、まず議案第1号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第1号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第1号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第1号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第1号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第2号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第2号に対する委員会での審査結果は可

決です。議案第2号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第2号 もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、くまがいさちこ君。

○6番（くまがいさちこ君） 失礼します。

議案第3号 もとす広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対して、質疑をいたします。

傍聴したんですが、委員会で。他の施設で特殊勤務手当は今まであったのかという質問に対して、私の手元のメモによりますと、そういう施設は他にポッポの家があるが、ここはもともとなかったというふうにメモがあるんですけども、今の委員長報告では、ここだけにあったと。聞き間違いでしょうか、私の。ちょっとそこを確認したいと思うんですが。

ポッポの家はもともと北方町のものであったという説明だったと、このメモに書いてあるんです。もしかしたら聞き間違いかもしれませんので、そこだけお聞きいたします。

○議長（松野藤四郎君） 総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） ただいまのくまがい議員の質問の内容について、ちょっと再確認をいたしますが、自分のメモですね。メモによるとポッポの家が北方にあったのではないか、そういうことじゃないんですか。他になかったか、あったかということですか。

〔何事か言う人あり〕

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） 委員会におきましては、養護訓練業務手当、広域連合特殊勤務手当に関する条例の現行と改正案の資料が手元に配付されておりますが、その中の養護訓練業務手当のみを廃止するという内容であって、その他には、広域連合においては、まだ、し尿処理業務手当とか老人福祉業務手当とかが残っておるといふ現状という認識の中での解釈をしていただければいいのではないかと、かように思うところであります。

以上で終わります。

○議長（松野藤四郎君） くまがい君。

○6番（くまがいさちこ君） 大体分かりました。

つまり、そのときの委員会の執行部のご説明では、ポッポの家というのももともとないからという説明でしたけれども、これはあってもなくても広域連合ではないわけですから、もとすの。だから関係ないと、恐らくそ

ういう解釈だったんだと思います。というふうに解釈いたします。

ただ、ちょっとそここのところを、あったというふうに報告があったものですから、ここの条例自体には関係ない話だったと解釈して終わってよろしいでしょうか。報告にはあったというようなあったものですから、ちょっと質問させていただきました。

- 総務介護常任委員長（広瀬武雄君） ただいまのくまがい議員の再度の質問の内容について若干回答させていただきますが、委員会においては、今回のこの廃止に当たり、いろいろ質問があり答弁があった中で、同様の施設を考慮して廃止するとの説明があったが、その同様の施設というのはどこなのかという質問だったんですね。それに対して、岐阜市にある岐阜地域の児童発達支援センターの組合が設置するポッポの家以外に特殊勤務手当の支給はないという回答をしているのであって、いわゆる廃止するに当たって、何を参考にして廃止したのかという内容の質問の回答であったというふうにご認識いただければ十分ではないかなと、かように思うところであります。

以上です。

- 6番（くまがいさちこ君） 結構です。

- 議長（松野藤四郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第3号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第3号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第3号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第3号 もとす広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第4号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第4号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第4号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第4号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第5号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第5号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第5号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立、議員全員起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

〔「ちょっと議長、すみません、確認したいことがあるので休憩願いたいんですが」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） しばらく休憩をします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時38分

○議長（松野藤四郎君） それでは、休憩前に続きまして会議を始めます。

議案第5号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービ

スの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第6号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第6号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第6号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第6号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第7号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第7号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第7号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第7号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第8号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第8号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第8号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第8号 もとす広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例については、委員長報告のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第10、議案第9号 もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第9号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

○老人福祉常任委員長（黒田芳弘君） ただいま議題となりました議案第9号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を、会議規則第41条の規定によりご報告をいたします。

老人福祉常任委員会は、2月14日午前9時29分より、本巢市役所真正分庁舎3階第1委員会室において開催をいたしました。委員5名全員が出席をしたほか、松野議長の出席をいただき、また、議案説明のため、棚橋

副連合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第9号につきましては、執行部より、議案書及び付属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、今回、デイサービスセンターの定員を増やすということであるが、これまでの経過と今後の見通しについてはどのような質疑があり、一般のデイサービスの利用者は、定員に近い、または定員いっぱいという利用状況になっており、認知症対応型デイサービスについても定員に近い状況で推移をしている。2025年問題を間近に控え、今後予定している居宅介護支援事業所の体制強化及び本巢市北部地域における利用者の増加傾向を考えると、さらなる利用者の増加があるものと考えているとの答弁がありました。

また、今回、定員を59人から78人に増やすということであるが、この78人という人数になった理由は何かとの質疑があり、施設の床面積だけを考えた場合、計算上では余裕はあるが、利用者の利便性も含め、現場担当者等とも検討を重ねた結果も踏まえて、総合的に勘案した場合における定員の上限が78人であり、これ以上の人数を受け入れるためには建物の増築が必要になると考えているとの答弁がありました。

また、これまでも78人を受け入れることが可能であったにもかかわらず、59人しか受け入れてこなかったというふうにも考えられなくもないが、これまで定員が59人であった理由は何かとの質疑があり、これまで利用人数及び職員数の関係から59人という定員を設定し、その人数を広げる必要はなかったが、経営改善計画による収入確保、人員配置の見直し等を行うことにより、利用者の拡大につながり、今後59人以上の利用が見込まれるため、定員を最大数の78人に変更するものであるとの答弁がありました。

また、定員を条例で定める必要はあるのかとの質疑があり、県への届出の関係からも必要となるとの答弁がありました。

また、デイサービスの利用者が増えれば送迎を行う数も増えると考えられるが、広域連合管内という広いエリアでもあり、職員の仕事量など施設としての対応は大丈夫かとの質疑があり、運転手については、平成30年度には新しく1名増員予定である。また、一般のデイサービスと認知症対応型デイサービスとの統合により、捻出できる人材を活用していきたいとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君）　続きまして、議案第9号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第9号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第9号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第9号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第9号 もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。



◎議案第10号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第11、議案第10号 平成29年度もとす広域連合一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案第10号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに、総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第10号について、総務介護常任委員会における所管部分の協議結果を会議規則第41条の規定に準じてご報告申し上げます。

議案第10号につきましても、執行部より補正予算書及び付属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後の質疑につきましても、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告は終わります。

○議長（松野藤四郎君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、若園五朗君。

○療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） ただいま議題となりました議案第10号について、療育医療衛生常任委員会における所管部分の協議結果を、会議規則第41条の規定に準じて報告します。

療育医療衛生常任委員会は、2月15日午前9時26分より、本巢市役所真正分庁舎3階第1委員会室において開催いたしました。委員5名全員が出席したほか、議案説明のため戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について補足説明を受けた後、慎重に協議を行いました。

議案第10号につきましては、執行部より補正予算書及び付属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、幼児療育センター関係について、養護訓練運営費における職員等人件費の減額補正について、療育指導嘱託員の減による減額補正があるとの補足説明でありました。嘱託員が辞めたということか。また、その人数で人員は足りているのかとの質疑に対し、昨年1月末に療育指導嘱託員1名が退職したが、時期的にも当初予算への反映が間に合わなかったため、その分について今回減額補正するものである。この嘱託員の減少分については、就業中の正職員、嘱託員及び日日雇用職員の療育指導員で対応したとの答弁がありました。

また、前年度に対して、嘱託員1名減ということになっていると思うが、最近の利用者数との関連はあるのか。また、最近の利用者数の傾向はどのようになっているのかとの質疑があり、平成28年度末時点では、298人の契約人数であった。平成30年1月末時点では310人ほどの契約者数となっており、昨年度末時点より増加しているが、平成30年3月末には111人が修了予定であるため、平成30年4月当初には平成29年度当初並みの数になるのではないかと考えている。契約者数の傾向は、前年度末の修了者数により年度当初は減少し、年度後半に向かって増加していくという傾向が続いているとの答弁がありました。

また、日日雇用職員について、通勤費は支給されているのかとの質疑があり、平成30年度から通勤手当相当額として、通勤距離に応じた額を支給する予定であるとの答弁がありました。

衛生施設関係について、燃料費の減額補正が計上されているが、契約はどのようなタイミングで行っているのかとの質疑があり、燃料費予算は、A重油を購入するものであるが、価格の変動が激しいため毎月入札を行って契約しているとの答弁がありました。

そのほかには、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） それでは、議案第10号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第10号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第10号 平成29年度もとす広域連合一般会計補正予算（第4号）については、可決されました。



◎議案第11号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第12、議案第11号 平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案第11号に対しては、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第11号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を、会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第11号につきましては、執行部より、補正予算書及び付属資料に基づいて、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、介護認定審査会について、認定の頻度は基本的には2年に1回ということであるが、状態に変化がない場合の認定期間が延びたということかとの質疑があり、更新認定の場合の最長有効期間が2年になったということであり、本人の状態によって2年よりも短い場合もあるとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 議案第11号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第11号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第11号に対する委員会での審査結果は可決です。

議案第11号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第11号 平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。



◎議案第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第13、議案第12号 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

議案第12号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

○老人福祉常任委員長（黒田芳弘君） ただいま議題となりました議案第12号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告をいたします。

議案第12号につきましては、執行部より、補正予算書及び付属資料に基づいて、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、今回の歳出補正予算案の中で、燃料費及び光熱水費の減額が計上されているが、利用者及び職員から、この冬は施設内が寒かったということ聞いたが、利用者にとって過ごしやすい環境、職員にとって働きやすい環境となるように、予算に関係することとはいえ、もっと臨機応変に対処すべきではないかとの質疑があり、特別養護老人ホームの温度設定は24度としておりますが、今年の冬の寒気は厳しいところも

あったため、もっと臨機応変にすべきであったかもしれない。マニュアルどおりという役所感覚ではなく、臨機応変にということで常に心がけたいとの答弁がありました。

また、利用者が特別養護老人ホーム内において、個々に暖をとる方法についてはどのようにしているのかとの質疑があり、ベッドで寝ている場合は、湯たんぽ、あんか、電気毛布を使用してもらっている。ヒーター等の火の安全管理が必要となるものについては使用していない。個々の温度感覚もあるため、個別に室温を合わせることは難しいが、ホールについては暖かめにするようにしているとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 議案第12号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第12号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第12号に対する委員会での審査結果は可決です。

議案第12号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第12号 平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第4号）については、委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時16分

○議長（松野藤四郎君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。



◎議案第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第14、議案第13号 平成30年度もとす広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

議案第13号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありました。各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに、総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第13号について、総務介護常任委員会における所管部分の協議結果を会議規則第41条の規定に準じまして報告します。

議案第13号につきましては、執行部より、予算書及び附属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、若園五朗君。

○療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） ただいま議題となりました議案第13号について、療育医療衛生常任委員会における所管部分の協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第13号につきましては、執行部より予算書及び附属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、休日急患診療所について、市町負担金が平成29年度は23万9,000円であったが、平成30年度は559万円と大幅な増となっているのはどういう理由であるかとの質疑に対し、市町負担金の増は休日急患診療所の建物における屋根漏水修繕工事として415万8,000円を計上しており、これを反映して増となっていると答弁がありました。

また、建物は建築されてからどの程度経過しているのかとの質疑に対し、建物は昭和53年に施工され、約39年が経過している。診療所としては昭和53年11月から診療を開始していると答弁がありました。

また、予算の説明書によれば、1年間の患者数が1,500人、1日平均患者数が21.7人とあり、それなりに利用されているということですが、住民から1回行ったらそれ以降は行かないであるとか、長く待たされても安心である上に1回の受診で終わるので、広域連合管外の総合病院を利用し、

休日急患診療所は利用しないという声を聞いた。そういう中で、今後の体制についてどのように考えているのかと質疑があり、県において初期救急医療体制の中の機関として位置づけられており、管内住民にとって必要不可欠な機関であると認識している。初期の救急医療機関という位置づけであるため、投薬は1日分のみの処方となっている。過去にもさまざまな問題点もあったようであるが、当面は現在の体制を維持していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、岐阜市を中心とした連携中枢都市圏構想の協議が各市町と岐阜市との間で進められている中、体制を見直す機会にもなると思うが、どのように考えているのかとの質疑があり、休日に病気になった場合に、もとす広域連合管内で休日急患診療所へ行けばよいという認識があることはとても大きい。連携中枢都市圏構想は、岐阜市と各市町とそれぞれ1対1という関係性であるため、現在行っている休日急患診療所については、連携中枢都市圏構想の中で考えるよりも、はるかに有利な方法であると考えている。当広域連合管内において、休日に診療を行う民間の医療機関は、現在のところ、数も少なく限られており、休日急患診療所を各市町が単独で運営することもできないことから、住民の健康と不安を考えると、存続か廃止かという議論は時期尚早であると考えているとの答弁がありました。

次に、幼児療育センターについて、どういう障害名を持った児童がいるのかとの質疑があり、平成28年度の状況では、自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害、難聴、ダウン症などがあるとの答弁がありました。

また、平成28年度に発達障害者支援法が改正され、その中で、発達障害の疑いがある場合も、早期に発見し支援すべきであると変わったが、幼児療育センターが、将来的に発達障害児に関する小規模地域支援施設を設けるといふ考えはあるのかとの質疑があり、今後も未就学児を対象とした児童発達支援センターという位置づけの中で行ってきたいとの答弁がありました。

また、修了児について、小学校就学後にどのようなになったのか、追跡調査は行っているのかとの質疑があり、就学後の状況についての追跡調査は行っていないとの答弁がありました。

そのほか、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） それでは、議案第13号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第13号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。起立全員であります。

よって、議案13号 平成30年度もとす広域連合一般会計予算については可決されました。



◎議案第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第15、議案第14号 平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

議案第14号については、総務介護常任委員会に審査を委託してありました。委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第14号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第14号につきましては、執行部より予算書及び付属資料に基づきまして、予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 議案第14号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第14号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第14号に対する委員会での審査結果は

可決です。議案第14号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。起立全員であります。

よって、議案第14号 平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。



◎議案第15号の上册、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第16、議案第15号 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてを議題といたします。

議案第15号については、老人福祉常任委員会に審査を委託してあります。委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

○老人福祉常任委員長（黒田芳弘君） ただいま議題となりました議案第15号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告をいたします。

議案第15号につきましては、執行部より予算書及び付属資料に基づき、詳細についての補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、施設の車椅子について、壊れているものが多いと聞いた。そのことについては修繕するとのことと聞いたが、該当予算等はどのようになっているかとの質疑があり、車椅子の修繕については、施設全体の修繕費である、01款総務費、01項総務管理費、01目一般管理費、11節需用費のうち修繕費により行う予定であるが、修繕に当たっては、壊れた都度行うのではなく、ある程度まとめて修繕を行っている。金額的に言えば、例えば、パンク修理であれば1台5,000円ほどである。利用者本位ということが優先であるので、できるものは早急に行いたいとの答弁がありました。

また、大変厳しい、つつましい財政運営の中で、修繕工事費が幾つか計上されているが、どのように予算計上をしているのかとの質疑があり、非常用発電機修繕工事については、施設全体で一体となっているため、それぞれ養護分、特養分に按分して予算計上をしている。外装タイル張替え工事については、養護棟、特養棟それぞれの建物ごとに必要な予算を計上しているとの答弁がありました。

また、歳入予算の08款諸収入のうち、受託事業収入として、地域支援事業受託事業収入が廃目となっているが、この事業については、どのような事業で、今後どのようになるのかとの質疑があり、地域支援事業については、本巢市からの受託事業であり、内容は、認知症予防のために週1回、講師を招いて軽いストレッチ運動を行うというものである。大和園として

は、必要経費を全額本巢市から委託料としてもらっているため、収益が上がるものではなく、介護業務に幾らか支障が生じる状態となっているため、来年度は受託しないということで廃目となっているとの答弁がありました。

また、平成30年度予算について、今年の大和園はこうなる、ということを一言で言うかどうかとの質疑があり、毎年のことではあるが、経営改善計画に基づき、地域に根ざしたサービス提供ということを主眼に置いて予算を編成したとの答弁がありました。

また、大和園視察の希望も出され、後日調整の上、実施する予定となりました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決定をされました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 議案第15号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第15号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第15号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第15号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第15号 平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。自席にてしばらくお待ちください。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○議長（松野藤四郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○議長（松野藤四郎君） お諮りします。

ここで、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定により除斥するため退場することとし、副議長と交代したいと思います。よろしくお願いします。

〔議長退場〕

〔副議長、議長席に着席〕

○副議長（大西徳三郎君） それでは、会議を続けます。

副議長の大西でございます。

議長不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

◇

◎議長辞職の件

○副議長（大西徳三郎君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

まず、書記長に辞職願を朗読させます。

○書記長（臼井英俊君） それでは、朗読をさせていただきます。

辞職願。

このたび都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

平成30年2月22日。もとす広域連合議会副議長様。もとす広域連合議会議長、松野藤四郎。

以上でございます。

○副議長（大西徳三郎君） お諮りします。

松野藤四郎君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

したがって、松野藤四郎君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

追加日程第1、議長辞職の件が終了しましたので、松野藤四郎君の入場を許可します。

〔7番（松野藤四郎君）入場、着席〕



◎日程の追加

○副議長（大西徳三郎君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。



◎議長の選挙

○副議長（大西徳三郎君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（大西徳三郎君） ただいまの出席議員は15名であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、

4番 広瀬武雄君

13番 村木俊文君

を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（大西徳三郎君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（大西徳三郎君） 配付漏れはないと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○副議長（大西徳三郎君） 異状はないものと認めます。

これより投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名をご記入ください。それでは、1番議員から順番に投票をお願いいたします。

私は、最後に投票いたします。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（大西徳三郎君） 投票漏れはないものと認めます。

よって、投票は終了いたしました。

ただいまから開票いたします。

広瀬武雄君及び村木俊文君、開票の立ち会いをお願いをいたします。

〔開票〕

○副議長（大西徳三郎君） 選挙の結果を申し上げます。

投票総数15票。投票者数と投票数は符合いたします。

有効投票15票。

有効投票のうち、私、大西徳三郎、15票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、私、大西徳三郎が議長に当選をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大西徳三郎君） それでは、挨拶を申し上げます。

ただいま、15票ということで、皆様方の全員の方から投票していただきました。新議長の挨拶を述べさせていただきたいと思っております。

我々、広域連合の議員というものは、それぞれ市町から代表してこの議場に来ている形の方ばかりだと思っております。そういう面からも、それぞれ市町を背負ってこの議場に参集されまして、この大事なもとす広域連合の諸案を決定するのが皆様方、我々かと思っております。そういうことから、その責任は重大であり、責任を全うするのが、代表である我々議員の務めかなと思っております。

私ごとになって大変恐縮でありますけど、ここの議場は旧真正町の議場でありまして、平成7年、平成7年というと戸部町長も平成7年に北方の町会議員になられましたけど、私も平成7年10月10日、ここに議員になりまして、1番議員で入ったと思っております。

その後、歳月が流れて、このようにこの議場がまた新しくこのように広域連合の議場として使われて、またそこで議長をするということで感無量な面もあります。そういう意味では、私自身も初心に戻って一生懸命やっていきたいなど、そんなことを思っております。

そのためには、議員の皆様方、また、連合長初め皆様方のご協力が必要かなと思っておりますので、どうぞ最後までよろしくお願ひしたいと思います。

今日は全員の方から投票いただきまして、ありがとうございます。一生

懸命頑張りたいと思います。どうかよろしくお願ひします。ありがとうございます。（拍手）

それでは、これより私が議長職務を務めさせていただきます。今後ともよろしくお願ひを申し上げます。



◎日程の追加

○議長（大西徳三郎君） ただいま、副議長が結果的に欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。



◎副議長の選挙

○議長（大西徳三郎君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に松野藤四郎君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました松野藤四郎君を副議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議ないと認めます。

したがって、ただいま指名しました松野藤四郎君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました松野藤四郎君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

松野藤四郎君のご挨拶があります。

○7番（松野藤四郎君） ただいま副議長に選出されました松野藤四郎でございます。

このもとす広域におきましては、市民が10万7,000人有余ということで、大変大きなまちの中での広域の福祉行政等をやっております。今回も第7期の介護保険事業計画等も作成されております。今後ともこの地域の皆さんの福祉向上施策に寄与したいと思っておりますし、議長を助けながら、そして皆さんと一緒にこの広域を運営していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（大西徳三郎君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時52分

○議長（大西徳三郎君） それでは、再開をいたします。



◎常任委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君） 日程第17、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいまから委員会構成名簿を配付いたします。そのまましばらくお待ちください。

〔委員会構成名簿配付〕

○議長（大西徳三郎君） お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

したがって、常任委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

◇

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君） 日程第18、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、先ほどお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより各常任委員会及び議会運営委員会を開催し、それぞれの委員会において委員長及び副委員長を決めていただきたいと思います。

総務介護常任委員会は第1委員会室において、老人福祉常任委員会は第2会議室において、療育医療衛生常任委員会は認定審査会室において開催しますので、移動をお願いをいたします。また、議会運営委員会は、各常任委員会終了後に第1委員会室で開催しますので、移動をお願いします。

なお、各委員会においては、委員会条例第9条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくをお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 0時13分

○議長（大西徳三郎君） 会議を再開いたします。

各常任委員会の委員長、副委員長及び議会運営委員会の委員長、副委員長がお手元に配付しました名簿のとおり決まりましたので、発表いたします。

総務介護常任委員会委員長、広瀬武雄君。同じく副委員長、安藤哲雄君。老人福祉常任委員会委員長、黒田芳弘君。同副委員長、若井千尋君。療育医療衛生常任委員会委員長、くまがいさちこ君。同副委員長、村木俊文君。議会運営委員会委員長、森 治久君。同副委員長、若原敏郎君。

以上のとおりです。

議事のとおり、暫時休憩いたします。自席にてしばらくお待ちください。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 0時14分

- 議長（大西徳三郎君） それでは、再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

- 議長（大西徳三郎君） 先ほど、休憩時間中に村木俊文君から監査委員の退職願が広域連合長に提出され、承認されたとのことです。広域連合長から、議案第16号 もとす広域連合監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りします。

議案第16号を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

したがって、議案第16号を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、議案第16号を配付します。そのまましばらくお待ちください。

〔議案第16号を配付〕



◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（大西徳三郎君） 追加日程第4、議案第16号 もとす広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、村木俊文君の退場を求めます。

〔13番（村木俊文君）退場〕

- 議長（大西徳三郎君） 議案第16号について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

- 連合長（藤原 勉君） それでは、本日追加提案をさせていただきました議案の説明をさせていただきたいと思えます。

議案第16号 もとす広域連合監査委員の選任についてでございます。

先ほど、議長からご説明がございましたように、議会選出の監査委員の村木俊文監査委員から退職の申し出があり、本日付で承認をいたしました。

これに伴い、新たに、議員のうちから選任する監査委員の選任をお願いするものでございます。候補者といたしまして、村木俊文議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及びもとす広域連合規約第15条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜り、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君） 議案第16号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、議案第16号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

議案第16号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第16号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 全員起立です。着席願います。

よって、議案第16号 もとす広域連合監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

村木俊文君の入場を命じます。

〔13番（村木俊文君）入場、着席〕

○議長（大西徳三郎君） 村木俊文君に申し上げます。

村木俊文君は監査委員に選任することについて同意されました。

村木俊文君にご挨拶をお願いいたします。

○13番（村木俊文君） それでは、一言ご挨拶申し上げます。

ちょっとお断りしますが、私、先週木曜日、余り秘密にするといけなないので、インフルエンザを患いました。ちょうど1週間目ということで、ちょっと心配ですのでマスクをしたと、こういう失礼な状態で挨拶させていただきます。

改めまして、同意いただきまして本当にありがとうございます。2期目

ということで、また精いっぱい務めさせていただきます。よろしくお願
いいたします。（拍手）



◎日程の追加

○議長（大西徳三郎君） 先ほど、休憩時間中に議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されました。お諮りします。

議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書についてを日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書についてを日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大西徳三郎君） 追加日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、議会運営委員会の所掌事務のうち、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項についてを、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（大西徳三郎君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成30年第1回もとす広域連合議会定例会を閉会といたします。

す。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

前 議 長

新 議 長
前 副 議 長

署 名 議 員

3 番

1 1 番